

令和3年（2021年）4月30日

市議会議員 様

みなと振興部長

佐島漁港芦名地区南側の護岸補強工作物への 公有水面埋立法の適用の有無について

現在、市が漁港漁場整備法の水域占用申請を受けている佐島漁港芦名地区南側の護岸補強工作物として既存の民有護岸を改修したものについて、公有水面埋立法の適用の有無を、神奈川県へ照会したところ、回答がありました。

神奈川県の回答

「土地の造成・取得を目的とせず、単なる工作物の設置に止まる場合は、公有水面埋立法における埋立には当たらないものとされています。このため、照会のありました護岸補強工作物として既存の民有護岸を改修したものについては、公有水面埋立法の適用はありません。なお、当該物件の上部について利用する行為は、「土地の造成・取得」を目的としているとみなされますので、念のため申し添えます。」

この回答を受けまして、市は、民有護岸を改修した部分の上部利用がないことを現場確認したうえで、将来にわたって上部利用しないことを条件として、本工作物の水域占用申請について、漁港漁場整備法に基づき許可する方針です。

（事務担当は、みなと振興部水産振興課 板戸 内線 3248 直通 046-822-9964）